

# アジア女性基金NEWS



編集・発行 財団法人女性のためのアジア平和国民基金（アジア女性基金）理事長 原文兵衛  
 tel. 03-3583-9346 fax. 03-3583-9347 URL : <http://www.awf.or.jp> e-mail : [info@awf.or.jp](mailto:info@awf.or.jp)  
 107-0052 東京都港区赤坂2-17-42 赤坂アネックス 郵便振替口座 : 00180-3-71164

## 償いの事業 比・韓・台で130人超える 「女性に対する暴力」など課題に 女性尊 厳事業

去る7月19日、アジア女性基金は設立4周年を迎えた。1999（平成11）年度の事業予算が3月に開いた理事会で決定され、各事業が始動した。今年度予算は政府補助金として約3億円となっている。

「基金」活動の目的の1つは、戦時に多数の女性の名誉と尊厳を著しく傷つけた問題について、「慰安婦」にさせられた方々に償いを実行することと歴史の教訓とする資料収集。同時に、女性の名誉と尊厳に関わる事業として、現在、女性たちが直面している人権侵害、「家庭内暴力」（ドメスティック・バイオレンス）等の問題に取り組んでいる。関連の今年度事業を、次のとおり進めている。

### 「武力紛争下における女性の人権」 9月京都で国際会議

9月14日、15日、国立京都国際会館会議場で、「武力紛争下における女性の人権」をテーマに国際会議を開く。紛争をかかえるアジア、アフリカからの専門家や国連人権高等弁務官・難民高等弁務官事務所から参加。15日には公開フォーラム「女性と暴力」を開く。

「基金」は国際会議として、96年8月「女性の人権とは」東京・京都、97年11月「子ども買春」マニラ、98年11月「国際人身売買NO！」バンコク——を開き、NGOや政府の参加を得てきた。97年から「武力紛争下における女性の人権」について研究会を継続。世界各地で民族、宗教、地域紛争が絶えない。そのたびに女性や子どもが受ける被害を繰り返さないためにどうするか。また、平和の再建過程でも、どのようにジェンダーに配慮すべきか。「処罰」と「賠償」という以外に解決の方法は本当にないのか。これらをめぐり、今回は「研究会」を基礎にした専門家の国際会議とする。

女性団体などの努力によって国際刑事裁判所条約は戦時下の女性への暴力を戦争犯罪と定義した。今後は平和の再建プロセスで、ジェンダーに配慮した法制度、社会制度の実現が問われている。この会議に設定した課題は、①紛争下での女性の人権保障およびエンパワーメントの方策 ②「加害者」の責任追及および「被害者」と『加

### 武力紛争下における性暴力を考える集会

主催 女性のためのアジア平和国民基金



バスピッチ氏を迎えた紛争下における性暴力を考える集会（98年9月）

害者』の和解と融和におけるジェンダーに配慮した方策  
 ③紛争のより多様な解決と予防策。

#### ■国際会議「武力紛争下における女性の人権」

▽1999年9月14日（火）・15日（水）専門家会議

▽15日（水）14時～17時、公開フォーラム「女性と暴力」  
 （参加無料）

▽参加 インド、カンボジア、インドネシア、スリランカ、国連人権高等弁務官・難民高等弁務官事務所等から、日本からは安藤仁介同志社大学教授など

▽国立京都国際会館、会議場（地下鉄・国際会館駅）

▽主催・アジア女性基金、後援・総理府、外務省

### ドメスティック・バイオレンス・ セミナー 11月東京で

11月4日、東京国際フォーラムホール（有楽町）を会場に、ドメスティック・バイオレンス・セミナー「女性への暴力を根絶する社会をめざして」を開く。午後1時半から4時の予定。基調講演（樋口由美子弁護士）とパネル・ディスカッションを行なう。

女性への夫やパートナーの暴力は「家庭内問題」とされてきたが、精神的・肉体的に傷を負う女性が増えていく今、社会問題、犯罪として認識されなければならない。セミナーではその実態と女性への影響、女性への暴力を発生させる社会構造、必要な社会的対応策・支援体制を課題にする。

## 14件のNGO活動支援を決定

女性の人権に関する今日的問題に取り組むNGO活動支援事業に関して、6月、「基金」は、申請のあった団体の事業について審査会を開き、14件について決定した。

その中には、「アジア・太平洋地域女性による国際平和への貢献のためのワークショップ」、「サバイバーとサポート（支援者）のネットワークづくり事業」、「オンラインズパーソン設立準備事業—障害を持つ女性の自立と人権」や、「シェルターにおける女性のエンパワーメント・プログラム」などが入っている。結果については各NGOからの報告を待って取りまとめる予定。

### NGOとの交流会

2000年1月、関西で「NGO交流会」を開催する予定。

## 援助交際・男性の意識分析

調査研究事業では、「『援助交際』に対する男性の意識、背景要因の調査分析」について福富護東京学芸大学教授を代表とする研究グループに調査分析を委託し、報告を受けることにしている。

昨年、同研究グループに委託した調査研究により報告書が出され、それに基づく「『援助交際』について考えるためのハンドブック」（Q&A事業）を「基金」が発行し、注目を集めている。

## Q&A作成

女性の尊厳に関わる啓発事業として、今年度も3種の「Q&A」パンフレット類を発行する予定。

アジア女性基金では、その他、大学生との交流会、NGO・自治体との交流・研究会、各地での「基金フォーラム」を開催する。

また、暴力や虐待によって精神的打撃を受けた女性被害者がカウンセリングで二次的な被害を受けないように、相談スキルの向上を図るために「相談研修ハンドブック」（仮称）を作成する。

これらすべての事業にまたがって、新聞雑誌等の広告、インターネットの活用その他で、継続して基金事業の理解を深めていくことにしている。

## 女性に対する暴力・性的虐待に関するスキル・トレーニング マギー・ジーグラーさんを講師に

今年2月、アジア女性基金は、女性に対する暴力・性的虐待被害者をどうサポートするかについて「当事者の立場に立った」実際的なスキル・トレーニングを行い、自治体の担当者など多数の参加があった。参加申込でキャンセル待ち状態となり、ニーズの大きさが示された。

引き続き今年度は2000年1月14日から24日、前回と同じくマギー・ジーグラーさん（カナダ）を迎えて、「女性に対する暴力・性的虐待に関するスキル・トレーニング——援助者が直面する問題と対策」を、東京と名古屋で開く（会場は未定）。

参加型のワークショップによって、暴力や性的虐待の被害にあった女性たちを援助する際の基本的認識、知識を習得し、カウンセリング技術を高めること。また、援助者が直面している問題について講師と意見交換を行ない、現場関係者が抱える問題の解決につなげていくことをねらいとしている。

対象はケースワーカー、カウンセラー、医療・教育関係者、刑務所職員など。開催日は、①東京1月14・15日②名古屋1月18・19日③名古屋1月20・21日④東京1月23・24日、2日間連続・9時半～17時、各回25名。

申し込みによる抽選とし、2日間通じて出席できることが条件で、申し込み用紙（アンケート）は「基金」担当に請求。締め切りは、9月25日の消印まで。

## 被害当事者の申請つづく

### 償いの事業着実に進展

「慰安婦」とされた女性たちへの基金償いの事業は、申請が続いている、着実に進展している。

#### △フィリピン、韓国、台湾

1996年8月、フィリピンで「償い金」等のお届けを開始した償いの事業は、その後、韓国、台湾でも実施に入り、今年7月までにこれらの国・地域で130人以上の方々にお届けした。「基金」発足当初、これら各国・地域の政府当局等による元「慰安婦」の認定者数は約300人とされていた。「事業」を受け取った方々からは感謝の意が「基金」に寄せられており、受け取りの数は今後も着実に増えることが見込まれている。

#### △オランダ

事業対象者の医療福祉向上のために財・サービスを提供する「事業」を実施中。事業を受け取った方々からは感謝の意が伝えられている。

#### △インドネシア

政府事業、高齢者福祉施設の建設第2年度分6か所が完成し、計11か所になった。各所に10人ずつ計110人の高齢女性が入居している。

#### 【償いの事業の申請受付、実施期間】

##### △個人に対する事業の申請受付期間

（「償い金」・総理の手紙・医療・福祉支援事業）

フィリピン 1996.8.13～2001.8.12

韓国 1997.1.11～2002.1.10

台湾 1997.5.2～2002.5.1

##### △高齢者福祉支援事業等の実施期間など

インドネシア 1997.3.25覚書～2006.3

（10年50施設、3億8000万円）

オランダ 1998.7.15覚書～2001.3

（3年、2億5500万円）

# 韓国での事業

## 困難だが韓国側の理解を求める

韓国での償いの事業は、98年5月に同国政府が支援金を元「慰安婦」の方々に支給し「基金」事業は転換せよと伝えてきたために、困難な状況を迎えている。「基金」としては、拠金者の皆さまの償いの気持ちを被害者個々人にお届けする立場から、韓国政府の支援金と「基金」の償いの事業は並立できるとの見解を出して韓国側の理解を得るよう努力をつづけている。

「基金」の事業は、「慰安婦」被害者の気持ちに応えることを第一にしながら、政府間調整も必要としている。関連として「基金」発足にあたっての韓国政府の当時の立場と、98年夏に韓国の被害者たちが「自分たちで解決していきたい」との気持ちを国内で表明、「基金」にも文書が届いたので掲載する。

### ▼資料1

日本の「女性のためのアジア平和友好基金」設立に対する外務省当局者論評（訳） 1995年6月14日

1. 韓国政府は、従軍慰安婦問題についてのフォローアップは、基本的に日本政府が1993年8月に発表した実態調査の結果により自主的に決定する事項であるが、従軍慰安婦問題の円満な解決のためには、当事者の要求している事項が最大限反映されることが必要であることを指摘してきた。
2. 右と共に、今次日本政府の基金設立は、一部事業に対する政府予算の支援という公的性格が加味されており、また今後右事業が行われる際、当事者に対する国家としての率直な反省及び謝罪を表明し、過去に対する真相究明を行い、これを歴史の教訓にするという意志が明確に含まれているとの点で、これまでの当事者の要求がある程度反映された誠意ある措置であると評価される。
3. 韓国政府は、今後日本が今次基金設立を契機に、様々な過去史問題に対する真実を明らかにし、右解決のための努力を積極的に傾けていくことによって、正しい歴史認識を土台にした近隣各国との未来志向的な善隣友好関係に発展させていくことを期待する。

(注) 1995年6月14日、五十嵐内閣官房長官（当時）が会見で「女性のためのアジア平和友好基金」（仮称）設立を発表。これに対する論評。

### ▼資料2

抗議書簡（注・原文のまま訳したものです）

アジア女性基金事業は、日本政府と日本国民が協力し道義的な責任意識のもとに、日本政府の謝過と日本国民の良心に立脚して、従軍慰安婦被害者にわずかしか残されていない余命に少しでも助けになるようとの支援目的で行われていると承知しております。また、被害者である私たちハルモニは本意ではなく他意によってアジア女性基金を受け取れないのであり、アジア

女性基金を受け取った7名のハルモニたちもまた運動団体の妨害で日本から慰労金を受け取ったと、7名のハルモニたちの胸に再び釘を打つような仕打ちを私たち被害者は見てきました。

どのような奴の差し金なのかわからないが、同じ被害者である7名のハルモニたちにも私たちと同様、3150万ウォンを支給されるよう要望します。

私たち（の）政府の公式的立場は、金大統領が政府予算で被害者ハルモニたちに、3800万ウォンの支援金を支給するよう指示されました。一部の無分別な団体が権力を動員して、被害者ハルモニに対し日本のアジア女性基金を受け取ることができないよう誓約書に捺印して受け取るよう公務員に圧力をかけ、すでにアジア女性基金を受け取った7名のハルモニに対しては、日本から受け取った慰労金を日本に返還すれば韓国政府からの支援金を出すとそそのかしている状況です。

ところで韓国政府は、日本に対し女性のためのアジア平和国民基金の慰安婦出身女性たちに対する補償金支給を中断しろと要請し、中断しない場合には韓日間の賠償問題が提起されるという意思を明らかにしたという。このようなことをどのような奴が言ったのか。外交的なあつれきで秘話とされることを憂慮し、公文の代りに口頭で立場を伝え、女性基金に慰靈塔とか記念館を設立することが望ましいと勧めた奴が誰なのか、ずたずたに引き裂いて殺したとしてもその憤怒は残るだろう。

金大統領は私たちハルモニの立場を最もよく理解されている方だと私たちは思っており、大統領は公式、非公式であれ、被害者の立場を無視した外交はされないでしょうし、韓国には「雌鶏が鳴けば家が滅びる」という諺が古来からあり、雌鶏に驚いた無自覚な外交官の輩が過剰な忠誠を示そうとして、日本政府や「アジア平和国民基金」に被害者ハルモニに対する慰労金という本来の目的をはずさせ、まだ生きているわれわれの慰靈塔や記念館を設立させようとするとは、再び、許すことのできない罪を重ねることになるだろう。

1965年の韓日条約は、韓国政府と日本政府が、被害者の反対を押し切り、誤った方向で推進されたため、今日まで韓日国民の感情が解けないままになっていることを、日本政府やアジア平和国民基金は忘れてはならない。

私たちハルモニたちも、どのような団体の利用物にされないよう結束して集まりを持ち、これからはハルモニたち自らが解決を図る計画です。日本政府やアジア平和国民基金が、雌鶏の鳴き声に驚いた外交官の輩の過剰忠誠に応じるならば、われわれハルモニたちは日本断罪のため、国連は勿論のこと世界各国に日本糾弾をするようになる。そうなれば韓国国民の憤怒は一層強いものになるでしょうから、軍慰安婦、挺身隊ハルモニたちの人権と自尊心を踏みにじらないよう、日本政府、アジア平和国民基金は、被害者ハルモニたち各自の自由に任せようお願いするものです。

日本軍慰安婦ハルモニ一同  
1998年8月15日

# 4月から始動した早稲田大学セクシャル・ハラスメント情報委員会

interview

早稲田大学学生相談センター所長  
東 清和教授（教育学部教育心理学専修）

学生・教職員がざっと4万数千人。そのうち女子学生が1万2000人、教員約4000人中女性が540人になる。大学各学部、2つの高校、専門学校それにいろいろな施設機関からなる「早稲田大学」という大所帯も、ことし4月からセクシャル・ハラスメントへの取り組みを始めた。背景に「男女雇用機会均等法等の改正法」施行によって事業主の雇用管理上の配慮義務が課せられたという事情がある。

4月1日から「セクシャル・ハラスメント防止委員会およびセクシャル・ハラスメント情報委員会設置要綱」が早稲田で施行。

学内各所の受付窓口には、リーフレット「ガイドライン」とセクシャル・ハラスメント情報委員会の「STOP! セクシャル・ハラスメント」、相談窓口を案内する名刺大のカードが置かれ、窓口担当者一覧が掲げられている。

苦情や相談は「情報委員会」に報告され、具体的にどのようなケアと調整が必要かを判断。受理面接（インテーク）でケース分けし、内容と処理方針などは「セクシャル・ハラスメント防止委員会」に報告してその承認によって行なう。「情報委員会」は苦情処理委員会、紛争調停委員会とも連携する。いわばチェック機関である「防止委」は「独立機関」とし、総長委嘱の委員で構成される。

2月5日制定の「早稲田大学セクシャル・ハラスメント・ガイドライン」をつくるワーキング・グループ座長を務め、苦情や相談の窓口の一つである「学生相談センター」所長である東（あづま）清和・教育学部教授。教育心理学を専修されている。

「起こったことについてどう対処するか態勢をとるのは当然として、ガイドラインで起こらないように防止する、予防措置の啓蒙教育です」

東教授は「情報委」「防止委」に関わる。情報委で広報、啓蒙・教育、研修を始め、定期的実態調査を行なう。具体的なケースの勉強会も行なっているといふ。アカデミック・セクシャル・ハラスメント」「キャンパス・セクハラ」が日々、新聞などで事件として報じられている。訴訟、判決として表面化したものだ。

「身内意識で内々ですます、そういう時代ではなくなつた。大学の構成員すべてに、日頃からしっかり啓蒙していくことが大事です」

81年から差別・人権問題に取り組む「人権教育委員会」でも尽力した。その経験も生きている。

「ガイドライン」の基本ポリシーはい——「早稲田

発足時から珍しく数百の意見  
「予防が大事」の考え方で

大学は建学の精神にたって、すべての教職員および学生等が個人として尊重され、快適な教育研究環境および労働環境のもとで就労することができるよう具体的かつ必要な配慮と措置をとることを宣言します。上記目的を達成するため、本学は、その重大な障害となる人権侵害や性差別としてのセクシャル・ハラスメントを防止し、万一かかる事態が発生した場合には、これに迅速かつ適正な措置をとることに最善の努力を傾けます」。

実際の対処ではランクを設けた。Aは違法・触法。レイプなどはもちろん法規範による。Bはストーカー行為など、法に触れないとしても違法に近いもの。加害者に対する処分がある。Cは性的ジョークや成人向けビデオを見せることなど。

「むずかしい問題があります。文学の講義で教員が色気の話をします。西鶴などですね。それを性的で不快感があるという苦情があった。面白い講義という人もいる。200人のうち一人の不快感について個人的にアドバイスするのか、教員に警告するのか。発信する側と受け止める側でズレがある。心理学でいう認知の差です。そこには性文化の男女差、個人差があって、きびしく受け止められた側と溝を埋められるかどうか」

人権、権利の侵害の視点とエロス、文化の問題。ジェンダーについて、文学の教室ではとりあげてやってこなかったことに気づかされる一件だった。

教授会が絶大な地位を占める大学。いきおい、身内意識で処分につながることはマレだった。だが「そういう時代ではない」。セクハラ委員会の設置に学内で意見を求めたら「珍しく数百の反応があった」ことが裏付けている。

教員、学生だけではない。守衛、清掃、生協等々の職員もふくめての大学構成員。教えきれない学生サークルに合コンなどで他大学の学生も入ってくる。社会的・文化的につくられた性意識—ジェンダーと教育。「ジェンダーの発達心理学」としても東教授は課題としている。

「ホームステイ先で父親が裸同然のステテコ姿」とアメリカ女性の留学生が苦情をいってきた…そんなことから始まった早稲田の取り組み。東教授は、「ありうべき論の規範的態度からの意見もありますが、現実的な問題処理を心がけたい」と考えている。



## アジア女性基金について

# Q&A

Q：「慰安婦」問題での償いと「今日的女性問題への取り組み」とは、どのような関係なのですか。

A：アジア女性基金は、「慰安婦」とされた方々への償いの活動と並んで、今日的女性問題への取り組みをもう一つの課題としています。女性の名誉と尊厳を傷つけるような問題を繰り返さないように、現在も起きている女性に対する暴力、非人道的なあつかいなどの問題について解決し防止するための活動を行なっています。具体的には、そのようなテーマについての国際会議の開催、人権侵害など女性のさまざまな問題に取り組む団体への支援などをを行なっています。また、女性への暴力、人権侵害についての調査研究、被害女性へのカウンセリングなどもふくまれます。これらはすべて政府資金によって進められます。

Q：アジア女性基金と日本政府とはどのような関係ですか。

A：政府によって「基金」設立方針が出され、幅広い国民の参加の道を開くものとして当「基金」が創立されました。国民と政府が二人三脚、一体となって「慰安婦」問題に取り組む、そのような関係です。団体としては公益法人（財団法人）です。

1994年8月、村山内閣総理大臣（当時）の談話で、いわゆる「従軍慰安婦」問題について「おわびと反省の気持ちを表す方途について幅広い国民参加の道とともに探求していく」こととされました。これを受け与党三党はその具体化について検討し、同年12月、国民参加のもとで元「慰安婦」の方々を対象とした措置を行うことと、女性の名誉と尊厳に関する活動への支援を行うため「基金」を設立するとの報告がなされました。そして、この報告の趣旨に賛同したジャーナリスト、弁護士、学者、NGO関係者等の呼びかけ人が中心となり、1995年7月19日に「女性のためのアジア平和国民基金（略称・アジア女性基金）」が発足しました。

この経過から、アジア女性基金の発足の際、村山総理大臣（当時）は、「あいさつ」文を発表するとともに同年8月、日本政府は、アジア女性基金の事業について必要な協力をを行うとの閣議了解を行いました。日本政府はアジア女性基金の運営経費への支援、「基金」が行う募金活動への協力、元「慰安婦」の方々に医療・福祉分野の財・サービスをお届けする事業や女性尊厳事業への資金拠出などの協力を行なっています。

また、アジア女性基金が元「慰安婦」の方々に対し、「償い金」をお届けする際に、日本政府から

内閣総理大臣の手紙が併せて届けられることになっています。

Q：「基金」事業と元「慰安婦」の訴訟との関係はどうになっていますか。

A：日本政府は元「慰安婦」の方々が「基金」の「償い金」等を受け取ることに「条件は当然ない」という見解であり、アジア女性基金からそのような日本政府の見解を明らかにしています。

△「基金」が「償い金」を元「慰安婦」の方にお届けするに際して、日本政府が元「慰安婦」の方に条件を求めるることは、当然ない。

△日本政府としては、アジア女性基金からの「償い金」は法的な問題とは次元を異にするものであり、「償い金」等を受け取ることが、個人がこの問題について日本の裁判所に訴訟を提起し、その判断を求める 것을妨げるものではないと考えている。

アジア女性基金としては「法的責任」をめぐる意見や主張の違いを乗り越えて活動を推進しています。アジア女性基金関係者は、「すでに年老いた犠牲者の方々への償いに残された時間はない、一刻も早く行動を起こさなければならない」との点で一致しています。

Q：総理の手紙の性格はどのようなものですか。

A：総理の手紙は、総理が日本政府を代表し心からのおわびと反省の気持ちを表した、日本の内閣総理大臣として書かれた公式なものです。総理の手紙には、

「私は、日本国の総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべての方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます。  
(As Prime Minister of Japan, I thus extended anew my most sincere apologies and remorse to all the women who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as comfort women.)」

と明記されていますし、また、署名も「日本国内閣総理大臣 小渕恵三 (Keizo Obuchi, Prime Minister of Japan)」となっていることからも明らかです。

ホームページURL

<http://www.awf.or.jp>

Eメールアドレス

[info@awf.or.jp](mailto:info@awf.or.jp)

アジア女性基金の最新ニュースはホームページでご覧いただけます

**Q：アジア女性基金に反対があるにもかかわらず、事業を推し進めるのはなぜですか。**

**A：**アジア女性基金は、「慰安婦」とされた方々から基金事業を受け取るとの申請が伝えられれば、お届けすることを基本方針としています。たとえば韓国の場合でも、1996年末に元「慰安婦」の方々からアジア女性基金事業を受け取りたいとの意思が伝えられたため、すでに高齢となられたこれらの方々のお気持ちに一刻も早くお応えすることが大切であるとの結論に達してお届けしたものです。

アジア女性基金は1995年の設立以来、「慰安婦」とさせられた当事者の方々に基金事業を説明し、また関係団体等の理解を得るため対話チームを派遣するなどして最大限の努力をしてきました。併せて政府間の調整をまって、被害当事者の気持ちにお応えしてきました。アジア女性基金は、元「慰安婦」ご本人の意思、お気持ちを尊重することを基本方針にしており、このことは人道的観点から理解を得られるものと考えています。

**Q：アジア女性基金の活動は、韓国、フィリピン、台湾などの関係国・地域の元「慰安婦」の方々に積極的に受け入れられていないとの報道がありますが、本当はどうのですか。**

**A：**アジア女性基金は、すでに高齢となられた元「慰安婦」の方々に償いの気持ちを「基金事業」としてお届けしたいと考え、その方々から受け取りたいとの気持ちが伝えられれば、少しでも早くお届けするよう努めてきました。

「基金」発足当初、韓国、フィリピン、台湾では政府またはその委託機関などで元「慰安婦」と確認された人数は約300人とされていました。事業開始後、それらの国・地域の多くの方々から申し込みが寄せられており、これらの国・地域での申請者の方々に「償い金」等をお届けする人数も着実に増え、実際に事業を受け取られた方々からは感謝の気持ちも伝えられています。このように、アジア女性基金の活動は着実にご理解をいただいていると受けとめています。

**Q：韓国で1998年1月、アジア女性基金が新聞広告を出して反発をかったようですが、広告掲載の意図は何ですか。**

**A：**アジア女性基金は同様に事業の説明と申請受付の新聞広告を、フィリピンで1996年8月に、台湾では1997年5月から、それぞれ掲載しています。韓国でも、これまで、「基金」事業について被害当事者や関係者の理解を得るためにさまざまな努力を重ねてきました。しかし、まだ「基金」の事業内容の正確な情報が十分伝わっておらず、誤解や憶測に基づいた報道などが行われております。そのため、「基金」事業を受け取られた元「慰安婦」の方々が、いわれなくつらい目に遭っている状況も見られます。このような状態を踏まえて、被害者はもちろん韓国人々に「基金」事業の内容を正確に伝え、理解していただくため新聞広告を掲載しました。

# アジア女性基金

1991年

12月6日 元「慰安婦」と名乗り出た韓国人女性3人等が東京地裁に謝罪と補償を求めて提訴

1992年

7月 政府が「朝鮮半島出身のいわゆる慰安婦問題について」(第1次調査結果)を発表。加藤絢一官房長官(当時)が政府の関与を認める

1993年

8月 政府が「いわゆる慰安婦問題について」(第2次調査結果)を発表。河野洋平官房長官(当時)が「慰安婦関係調査結果発表に関する内閣官房長官談話」を発表。「慰安婦」問題は「総じて本人たちの意思に反し」「女性の名誉と尊厳を著しく傷つけた問題」とし「お詫びと反省の気持ち」を表明

1994年

8月 村山富市総理(当時)が「内閣総理大臣の談話」で、いわゆる慰安婦問題について改めて「心からの深い反省とお詫びの気持ち」を述べ、幅広い国民参加の道を探求する考えを表明  
9月 与党(3党=自民、社会、さきがけ)・戦後50年問題プロジェクト発足  
10月 同プロジェクト・慰安婦問題等小委員会で検討に入る  
12月 同小委が第1次報告。「道義を重んずる国としての責任を果たす」とし、「幅広い国民参加の道を求める」「基金」により元「慰安婦」の女性たちに措置を行い、あわせて女性の名誉と尊厳に関わる問題の解決に向けた活動支援などをを行うこと。政府は「基金」に対し拠出も含め協力し、政府は、国として「深いお詫びと反省の気持ち」をいかに表すか検討する、などの内容

1995年

6月14日 五十嵐広三官房長官(当時)、女性のためのアジア平和国民基金の事業、政府の取り組み、「呼びかけ人」の名簿を発表  
7月18日 呼びかけ人の「呼びかけ文」、村山総理(当時)「ごあいさつ」発表  
7月19日 女性のためのアジア平和国民基金が発足、東京都港区に事務所開設  
8月1日 設立のつどい  
8月11日 政府、アジア女性基金の事業に協力する旨、閣議了解  
8月15日 新聞などで呼びかけを行い、募金活動を開始  
9月22日 募金総額5000万円に  
11月10日 前後に中央紙・ブロック紙・地方紙に「募金協力呼びかけ」を掲載  
11月27日 日本記者クラブ主催記者会見に、原文兵衛理事長、平林博外政審議室長らが出席  
12月6日 募金総額1億円を超える  
12月8日 女性のためのアジア平和国民基金に財團法人設立許可(総理府・外務省共管)

# の記録

## 1996年

- 2~3月 中央紙・ブロック紙・地方紙に募金の新聞広告  
3月8日 募金総額が2億円を超える  
テレビ情報番組でアジア女性基金広報・募金協力を求める  
4月18~20日 札幌、旭川、帯広で道民フォーラム開催  
5月7日 橋本總理に原則事長から「基金」事業について要請  
5月中旬 在京の韓国報道記者、日本記者とそれぞ懇談  
6月24日 来日韓国記者団と懇談  
6月4日 200万円を下回らない「償い金」、医療・福祉・住宅等の個人支援事業を決定、作業部会設置を決める  
7月13日 募金総額4億円を超える  
7月19日 韓国・台湾・比について「償い金」1人一律200万円、医療・福祉の個人支援事業10年で総額7億円規模実施を決定。3か国・地域同時開始を合意  
8月5~6日 「女性の人権とは」国際フォーラム（東京）、統いて京都で開催  
8月14日 フィリピンで認定された4人の元「慰安婦」に「総理の手紙」・償い金等をお届け。フィリピン、マニラと東京で記者会見し発表  
9月5日 外務省招待韓国プレスと懇談  
9月11日 東京新宿区内でアジア女性基金報告集会  
10月22日 「慰安婦」関係資料委員会発足  
11月29日 基金大阪報告集会  
12月13日 9日に基金償い金等を受ける表明をした韓国人元「慰安婦」から理事長に同趣旨の書簡届く。理事会で韓国、台湾での償い金等を、年内にもお届けする方針を確認  
12月24日 この日までに、韓国から、7人が理事長あてに受け取り意思を伝える書簡

## 1997年

- 1月11日 韓国で7人の元「慰安婦」の方々に「償い金」等のお届け実施。東京の記者会見で公表  
1月15日 フィリピン政府社会福祉開発省との間で医療・福祉支援事業実施について覚書締結  
3月25日 インドネシア社会省との間で高齢者社会福祉事業実施についての覚書締結  
3月下旬 募金を呼びかける新聞広告（中央・地方紙）  
4月21日 来日韓国報道記者と懇談  
5月2日 台湾で『償い金』等の事業実施について新聞広告掲載。台北市と東京で記者発表  
5月13日 在京の台湾報道関係者と懇談  
8月8~9日 韓国でさらに10数人が「基金」受ける意思と報道  
8月18日 フィリピンの元「慰安婦」マリア・ロサ・ヘンソンさん死去  
8月27日 橋本總理招待により官邸で原文兵衛理事長ほかが懇談  
10月28日 在京韓国報道関係者と懇談、大沼・和田呼びかけ人、伊勢専務理事（事務局長）出席  
11月6~7日 マニラで「子ども買春」国際フォーラム開催  
12月16日 元「慰安婦」と最初に名乗り出た韓国の金學順さんが死去

## 1998年

- 1月6日 韓国の日刊新聞4紙にアジア女性基金の「事業」内容を伝える広告掲載  
1月9日 インドネシア、メダン（北スマトラ）高齢者社会福祉施設開所式に山口副理事長出席  
3月末~4月 「女性問題」等の広告掲載（朝日新聞、2回）  
4月6日 東京でハリマ・E・ワルザジ氏による「女性と人権」講演会開く  
4月21日 韓国政府が支援金支給決定について「基金」声明  
4月末~5月 今日の女性問題とは何か――をテーマに新聞広告  
5月7日 韓国政府が支援金を支給したことについて「基金」理事長声明  
6月中旬 原文兵衛理事長が在京韓国大使館を訪問し金大中大統領あて書簡を手交  
7月 『「慰安婦」関係資料委員会』『政府調査「慰安婦」関係資料集成』全5巻（龍溪書舎）完結  
7月15日 オランダ「事業実施委員会」との間で覚書締結。山口副理事長出席  
9月7日 『武力紛争下における女性の人権研究会』パスティッヂ氏講演会、東京、大阪（10日）で開く  
11月4~5日 タイ・バンコクで「国際人身売買NO！」国際フォーラム開催  
11月11日 東京・国連大学で、アジア女性基金フォーラム・イン東京開く  
11月25日 札幌市内・ホテルで、アジア女性基金フォーラム・イン札幌開く

## 1999年

- 2月15日 『「慰安婦」問題調査報告1999』（「慰安婦」関係資料委員会編）刊行  
2月20~23日 『メンタル・ケアシンポジウムとスキル・トレーニング』女性に対する暴力・性的虐待一当事者の立場に立ったサポートとは・カナダでの実践と日本の現状一開催。マギー・ジーグラー氏 東京都内／同・大阪2月26日-3月1日



1999年2月に開いた女性に対する暴力・性的虐待／被害者へのメンタルケア、スキルトレーニングには多くのケースワーカーなどが参加。マギー・ジーグラーさんを囲んでワークショップ=2面に関連記事

- 3月3~5日 『電話窓口開設』「女性に対する暴力・性的虐待」いま必要としているサポートについて応対  
3月25日 『武力紛争下における女性の人権研究会』『国際刑事裁判所の枠組みについて』藤田久一神戸大学教授講演会、東京ウイメンズ・プラザ  
7月 フィリピン・韓国・台湾「償い金」等のお届け130人を超える

## 拠金者からのメッセージ

\*募金へのご協力ありがとうございました。これらは募金協力の方のなかで書き込みのあったメッセージです。また受け取った方々の気持ちを一部、紹介します。

### できるだけ早くおとどけを

▽最後のお一人まで、できるだけ早くお届けできればと願っております。時間はもう少ないとずから。

(東京国分寺市・女性)

▽寄付金です。小額で恐縮ですが2回目です。基金ニュースをいただいて思い立ちました。(熊本市・男性)

▽募金箱をいただけますか?以前いただいたものが破けてしまっています。(埼玉県上里町)

▽わずかですが送ります。コソボのレイプが伝えられ残念です。平和と安全を祈るばかりです。(福山市・女性)

▽給料の一部から納めさせていただきます。女性のためにどうかお役立てください。高齢の苦しみ続けている女性を救ってください。(無記入)

▽いつもわずかですみません。(京都市・女性)

▽元「慰安婦」の方々の気持ちを思うと心が痛んでなりません。まことに少額ですが、日本人の一人として謝罪と償いの気持ちをお送りしたいと思います。

(東京杉並区・女性)

▽少額ですがお役に立ててください。(神戸市・女性)

▽少額ですが役立ててください。もう二度とこのように女性の人権が踏みにじられることがないように…。

(相模原市・女性)

▽気持ちばかり送ります。(仙台市・女性)

### いまもつづく問題として

▽一昨年6月、元「慰安婦」の方の体験を聞く機会がありました。高齢で歩行さえ困難、韓国内においても差別があるそうです。まず国家補償が第一義です。日本国内の状況を見ても、政治や国民に人権意識が欠如しています。児童虐待、ドメスティックバイオレンスは、今日的問題ではなく、日本社会の中に温存されてきたもので、だから、「慰安婦」などという発想が生まれたのだと思います。ぜひ元「慰安婦」の方に届けてください。(富士宮市・女性)

▽基金ニュースによると募金総額約4億8300万円とのことで、1996年6月13日募金総額4億円を超えた以降ほとんど増えておりません。その後募金呼びかけもあまり見かけませんが、わずか5億円弱では不足だと思います。この運動はできるだけ進めていきたいと思います。

(福岡市・女性)

▽少額ですがお送りします。私たちの気持ちが一人でも多くの方に届くことを、心より願っています。

(栃木県黒羽町・女性)

▽○○ホームの講演講師料の中から献金されたものです。

(盛岡市・女性)

▽僅少な寄附ですがよろしくお願ひします。

(横浜市・男性)

▽最近募金が伸び悩んでいるようなので送ります。インターネットで情報は得られますから、ニュースは送らずなるべく経費を減らしてください。

(名古屋市・男性)

### 比で「償い金」を受け取ったヘンソンさん 「余生をしあわせに生きたい」

1996年8月、「償い金」などを初めて受け取ったフィリピンのマリア・ロサ・ルナ・ヘンソンさんは直後の記者会見で、「今まで不可能と思っていた夢が実現して、たいへん幸せです」と語った。

アナスタシア・コルテスさんは「50年以上がまんし苦しんできたが、いま正義と援助を得られて幸福に思っています」。同じくルフィナ・フェルナンデスさん「きょうみなさまの前に出たのは、総理の謝罪を得られたからです。感謝しています」。これで日本を許すのかとの記者の質問にヘンソンさんは、「1992年に名乗り出てから何度も許すのかと聞かれたが、許したと答えてきました。なぜなら、そうしないと神様が自分を許さないと思うからです。しかし裁判はつづけたい」と答えた。

この年9月、ヘンソンさんは橋本総理に手紙を送ってきた。「おわびの手紙そしてアジア女性基金からの償い金、これは日本の市民の方々からものですが、これらをいただいたからこそ私たちは余生を幸せに暮らすことができるのです。私の国の政府もあなたのことをお迎えしています」。「総理の手紙」を額に入れていた。受け取った「償い金」で家を改修、病院で身体の検査を徹底して行い、大家族のために分け与えたという。

ヘンソンさんは1997年8月18日に亡くなっただ。69歳だった。「償い金」などを受け取ってから1年を超えたばかりだった。(同時に受け取ったワニタ・ハモットさんが99年5月31日、亡くなった。)

▽「基金」と国家補償は両立して然るべきものだと考えています。大変少額ではありますが寄付させていただきます。在日朝鮮人(韓国籍)2世。

(東京新宿区・男性)

▽最後のお一人までよろしくお願ひ申しあげます。

(東京国分寺市・女性)

▽少しでもお役に立てれば。(神奈川県厚木市・女性)

### 彼女たちのため最善を

▽戦争中、被害にあわれた女性は、私同様(78歳)高齢になっています。主義・主張にとらわれず彼女たちのために最善の方法を実行してください。

(札幌市)

▽98年最後の募金になりますけど、送金します。

(東京大田区・男性)

▽俱知安町役場ホールで募金していただきました。

(北海道俱知安町・女性)

▽こんな形でしか心を表せないのが残念ですが、少しでも何かが伝われば幸いです。

(栃木県黒羽町・女性)

▽3月に定年、10月に再就職。賞与が少なくなりわずかしか送れません。女性基金の存在は極めて意味があるものだと思います。

(静岡市・男性)

▽「つぐない」についてもっともっと考えるべきだと思います。相手の立場になってどんな「つぐない」が本当の「つぐない」か。単にお金の問題ではないと私は思います。新聞は送金者(私たち)の言い分も取り上げてほしいと思い投書しました。

(東京都・男性)